## 【表紙】

【提出書類】公開買付報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2022年2月15日【報告者の氏名又は名称】株式会社ワールド

【報告者の住所又は所在地】 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山三丁目 5 番10号

【電話番号】 OFFICE 03-6887-1300

【事務連絡者氏名】 副社長執行役員 中林 恵一

 【代理人の氏名又は名称】
 該当事項はありません。

 【代理人の住所又は所在地】
 該当事項はありません。

 【最寄りの連絡場所】
 該当事項はありません。

 【電話番号】
 該当事項はありません。

 【事務連絡者氏名】
 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社ワールド(東京支店)

(東京都港区北青山三丁目5番10号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ワールドをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ナルミヤ・インターナショナルをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも 計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいい ます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵 省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示 基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付けの内容】

#### (1)【対象者名】

株式会社ナルミヤ・インターナショナル

# (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

#### (3)【公開買付期間】

2022年1月14日(金曜日)から2022年2月14日(月曜日)まで(21営業日)

## 2 【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計(4,178,645株)が買付予定数の上限(2,690,930株)を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

### (2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2022年2月15日に、株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

## (3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類		株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券		4,178,645 (株)	2,691,000 (株)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券(	)		
株券等預託証券(	)		
合計		4,178,645	2,691,000
(潜在株券等の数の合計)			( )

#### (4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	52,218
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	1,350
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2021年8月31日現在)(個)(g)	101,214
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	52.92

- (注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2021年8月31日現在)(個)(g)」は、対象者が2022年1月14日に提出した第6期第3四半期報告書(以下「対象者四半期報告書」といいます。)に記載された2021年8月31日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期報告書に記載された2021年11月30日現在の対象者の発行済株式総数(10,122,830株)から、対象者が2022年1月13日に公表した「2022年2月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2021年11月30日現在の対象者が所有する自己株式(122株)を控除した株式数(10,122,708株)に係る議決権数(101,227個)を分母として計算しております。
- (注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
  - (5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

## イ.計算方法

応募株券等の数の合計(4,178,645株)が買付予定数の上限(2,690,930株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等(本公開買付けに応募した株主をいい、以下同じとします。)からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させました。

ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなるため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定しました。

# 口.計算過程及び計算の結果

あん分比例の方式により計算した各応募株主等からの買付け等をする株券等の数の合計は2,691,000株となり、この株数を買付けました。

買付け等をする株券等に係る議決権の数	26,909.30	(A)	
応募株券等に係る議決権の数	41,786.45	(B)	
あん分比率	0.6439719095 • • •	(A) / (B)	

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主等 の応募株式数 (株)	あん分比例後 の株式数 (株)	1 単元未満の 株式数を四捨 五入(株)	(3) により切 り上げ(切り 捨て)られた 単元未満株式 数(株)	買付株式数 の増減 (株)	最終買付株 式数(株)	応募株主等に 返還する株式 数(株)	件数 (件)
1	761,430	490,339.53	490,300	-39.53	0	490,300	271,130	1
2	638,900	411,433.65	411,400	-33.65	0	411,400	227,500	1
3	637,200	410,338.90	410,300	-38.90	0	410,300	226,900	1
4	634,500	408,600.18	408,600	-0.18	0	408,600	225,900	1
5	209,500	134,912.12	134,900	-12.12	0	134,900	74,600	1
6	180,300	116,108.14	116,100	-8.14	0	116,100	64,200	1
7	147,500	94,985.86	95,000	14.14	0	95,000	52,500	1
8	134,500	86,614.22	86,600	-14.22	0	86,600	47,900	1
9	121,900	78,500.18	78,500	-0.18	0	78,500	43,400	1
10	68,000	43,790.09	43,800	9.91	0	43,800	24,200	1
11	57,200	36,835.19	36,800	-35.19	0	36,800	20,400	1
12	55,500	35,740.44	35,700	-40.44	0	35,700	19,800	1
13	48,200	31,039.45	31,000	-39.45	0	31,000	17,200	1
14	43,600	28,077.18	28,100	22.82	0	28,100	15,500	1
15	41,800	26,918.03	26,900	-18.03	0	26,900	14,900	1
16	39,100	25,179.30	25,200	20.70	0	25,200	13,900	1
17	30,400	19,576.75	19,600	23.25	0	19,600	10,800	1
18	29,400	18,932.77	18,900	-32.77	0	18,900	10,500	1
19	21,900	14,102.98	14,100	-2.98	0	14,100	7,800	1
20	20,600	13,265.82	13,300	34.18	0	13,300	7,300	1
21	14,300	9,208.80	9,200	-8.80	0	9,200	5,100	1
22	14,200	9,144.40	9,100	-44.40	0	9,100	5,100	1
23	13,000	8,371.63	8,400	28.37	0	8,400	4,600	1
24	12,900	8,307.24	8,300	-7.24	0	8,300	4,600	1
25	12,000	7,727.66	7,700	-27.66	0	7,700	4,300	1

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主等 の応募株式数 (株)	あん分比例後 の株式数 (株)	1 単元未満の 株式数を四捨 五入(株)	(3) により切り上げ(切り 対上げ(切り 捨て)られた 単元未満株式 数(株)	買付株式数 の増減 (株)	最終買付株 式数(株)	応募株主等に 返還する株式 数(株)	件数 (件)
26	11,600	7,470.07	7,500	29.93	0	7,500	4,100	1
27	10,000	6,439.72	6,400	-39.72	0	6,400	3,600	2
28	9,600	6,182.13	6,200	17.87	0	6,200	3,400	1
29	8,500	5,473.76	5,500	26.24	0	5,500	3,000	1
30	8,000	5,151.78	5,200	48.22	-100	5,100	2,900	1
31	7,600	4,894.19	4,900	5.81	0	4,900	2,700	1
32	7,500	4,829.79	4,800	-29.79	0	4,800	2,700	1
33	6,700	4,314.61	4,300	-14.61	0	4,300	2,400	1
34	6,600	4,250.21	4,300	49.79	-100	4,200	2,400	1
35	6,000	3,863.83	3,900	36.17	-100	3,800	2,200	1
36	5,200	3,348.65	3,300	-48.65	0	3,300	1,900	1
37	4,000	2,575.89	2,600	24.11	0	2,600	1,400	1
38	3,700	2,382.70	2,400	17.30	0	2,400	1,300	2
39	3,500	2,253.90	2,300	46.10	-100	2,200	1,300	1
40	3,400	2,189.50	2,200	10.50	0	2,200	1,200	1
41	3,200	2,060.71	2,100	39.29	-100	2,000	1,200	1
42	3,000	1,931.92	1,900	-31.92	0	1,900	1,100	2
43	2,900	1,867.52	1,900	32.48	0	1,900	1,000	1
44	2,800	1,803.12	1,800	-3.12	0	1,800	1,000	1
45	2,700	1,738.72	1,700	-38.72	0	1,700	1,000	1
46	2,500	1,609.93	1,600	-9.93	0	1,600	900	1
47	2,400	1,545.53	1,500	-45.53	0	1,500	900	2
48	2,000	1,287.94	1,300	12.06	0	1,300	700	2
49	1,600	1,030.36	1,000	-30.36	0	1,000	600	1
50	1,400	901.56	900	-1.56	0	900	500	2
51	1,300	837.16	800	-37.16	0	800	500	2
52	1,200	772.77	800	27.23	0	800	400	1
53	1,100	708.37	700	-8.37	0	700	400	1
54	1,000	643.97	600	-43.97	0	600	400	4
55	900	579.57	600	20.43	0	600	300	2

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主等 の応募株式数 (株)	あん分比例後 の株式数 (株)	1 単元未満の 株式数を四捨 五入(株)	(3) により切 り上げ(切り 捨て)られた 単元未満株式 数(株)	買付株式数 の増減 (株)	最終買付株 式数(株)	応募株主等に 返還する株式 数(株)	件数 (件)
56	800	515.18	500	-15.18	0	500	300	4
57	700	450.78	500	49.22	-100	400	300	2
58	600	386.38	400	13.62	0	400	200	6
59	500	321.99	300	-21.99	0	300	200	10
60	400	257.59	300	42.41	-100	200	200	8
61	300	193.19	200	6.81	0	200	100	15
62	200	128.79	100	-28.79	0	100	100	15
63	103	66.33	100	33.67	0	100	3	3
64	101	65.04	100	34.96	0	100	1	6
65	100	64.40	100	35.60	0	100	0	59
66	100	64.40	100	35.60	-100	0	100	5

<sup>(</sup>注) (2)及び(4)の株式数は小数点以下第三位を四捨五入しております。